

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和4年9月22日（令和4年（行情）諮問第549号）

答申日：令和5年2月22日（令和4年度（行情）答申第542号）

事件名：特定税務署に係る自動車等使用承認書兼運転日誌の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定期間の中に作成された自動車等使用承認書兼運転日誌（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月8日付け特定記号第65号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

当該車両の一部（特定日A，特定日B，特定日C，特定日D，特定日E，特定日F，特定日Gに特定職員が使用した車両について）は、特定日Hに特定国税局より道路運送車両法違反であった事実を公表しており、すでに公になっている。

また、他に道路交通運送車両法違反の状態に運転した者がいないか確認するためには車両番号等の開示が必要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、補充理由説明書の内容は、理由説明書の内容を詳細にしたものであり、その内容は重複するものであることから、ここでは補充理由説明書の内容を記載する。

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月8日付け特定記号第65号により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件請求文書は「特定税務署すべての官用車の使用日、運転者、同乗者、走行距離、目的地が記載されている文書（特定期間）」であり、処分庁は、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書に係る不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示情報該当性について検討する。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「車両番号」欄について

「車両番号」欄には、特定税務署で使用している官用車の車両番号が記載されている。

税務署の官用車については、いずれも税務調査・滞納整理（以下「調査等」という。）に使用されるため、当該部分を公にすることにより、調査等に着手することが調査等の対象である納税者（以下「調査対象者」という。）に察知されるなど、租税の賦課・徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、当該部分は法5条6号イに該当すると認められる。

なお、審査請求人は、官用車の一部（特定日A、特定日B、特定日C、特定日D、特定日E、特定日F及び特定日Gに特定職員が使用した官用車）については、特定日Hに特定国税局より道路運送車両法違反であった事実を公表しており、既に公になっていると主張する。

しかしながら、特定国税局において報道発表を行った際に、違法状態で官用車を使用した期間、使用日数などは公になっているものの、車両番号までは公になっていないことから、審査請求人の主張は認められない。

(2) 「使用目的」欄について

「使用目的」欄の不開示部分には、具体的な調査内容が記載されている。

当該部分を公にすることにより、国税当局の調査等における着眼点などの情報が明らかとなり、正規の支払を免れようとする一部の納税者においては、これらを知ることによって、今後の自らに対する税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課・徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、当該部分は法5条6号イに該当すると認められる。

(3) 「行先」欄について

ア 法5条6号本文（柱書き）該当性

「行先」欄のうち、法5条6号本文（柱書き）に該当するとして不開示としている部分には、管理運営用務、総務用務及び署長用務

(以下「各用務」という。)に関する用務先の名称並びに市町村未満の住所が記載されている。

ところで、法5条6号本文(柱書き)は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分では、当該不開示部分の不開示理由を、「記載内容を公にすることにより、納税者等の理解と協力を得られなくなり、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているところ、当該不開示部分は調査等に関する情報ではないことから、これを公にしても、納税者の理解と協力が得られなくなるとはいえない。

しかしながら、当該不開示部分を公にすることにより、職員が各用務で出張する用務先が明らか又は推測できる状態となるところ、記載内容を公にすることにより、部外者から業務妨害が行われ、各用務に係る第三者から国税当局の事務に対する協力が得られないおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分は法5条6号本文(柱書き)に該当すると認められる。

イ 法5条6号イ該当性

「行先」欄のうち、法5条6号イに該当するとして不開示としている部分には、調査対象者や反面調査先(以下「調査対象者等」という。)に関係する公的機関等の名称や市町村未満の住所が記載されている。

当該部分を公にすることにより、国税当局の反面調査における着眼点などの情報が明らかとなり、正規の支払を免れようとする一部の納税者においては、これらを知ることによって、今後の自らに対する税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため、当該部分は法5条6号イに該当すると認められる。

(4) 「カード受領印」欄

「カード受領印」欄の不開示部分には、ETCカード番号、ガソリンの給油に係るカード番号及び駐車場カード番号が記載されている。

当該部分を公にすることにより、これらのカードが不正に利用され、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分は法5条6号本文(柱書き)に該当すると認められる。

(5) 「ETCカード利用区間」欄

「ETCカード利用区間」欄の不開示部分には、ETCカード番号が

記載されている。

当該部分を公にすることにより、ETCカードが不正に利用され、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分は法5条6号本文（柱書き）に該当すると認められる。

(6) 「利用駐車場名」欄

ア 法5条6号本文（柱書き）該当性

「利用駐車場名」欄の法5条6号本文（柱書き）に該当するとして不開示としている部分には、総務用務で出張した際に利用した駐車場名が記載されている。

ところで、法5条6号本文（柱書き）は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分では、当該不開示部分の不開示理由を、「記載内容を公にすることにより、納税者等の理解と協力を得られなくなり、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているところ、当該不開示部分は調査等に関する情報ではないことから、これを公にしても、納税者の理解と協力が得られなくなるとはいえない。

しかしながら、当該部分を公にすることにより、職員が総務用務で出張する用務先が明らか又は推測できる状態となるところ、記載内容を公にすることにより、部外者から業務妨害が行われ、各用務に係る第三者から国税当局の事務に対する協力が得られないおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分は法5条第6号本文（柱書き）に該当すると認められる。

イ 法5条6号イ該当性

「利用駐車場名」欄の法5条6号イに該当するとして不開示としている部分には、調査等の際に利用した駐車場名が記載されている。

当該部分を公にすることにより、用務先が推測され、国税当局の調査等における着眼点などの情報が明らかとなり、正規の支払を免れようとする一部の納税者においては、これらを知ることによって、今後の自らに対する税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため、当該部分は法5条6号イに該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分については、それぞれ法5条6号柱書及びイの不開示情報に該当すると認められるため、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審議
- ④ 同年12月2日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 令和5年1月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条6号柱書き及びイに該当すると
して不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して、不開示部分の開示を
求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示
情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の通番1に掲げる部分について

ア 当該部分には、特定税務署で使用している官用車の車両番号が記載
されていることが認められる。

イ 税務署の官用車については、いずれも調査等に使用されることを踏
まえると、当該情報を公にすると、調査等に着手することが調査対象
者に察知されるなど、租税の賦課・徴収に係る事務に関し、正確な事
実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、
若しくはその発見を困難にするおそれがある旨の上記第3の3（1）
の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示としたこ
とは妥当である。

(2) 別表の通番2に掲げる部分について

ア 当該部分には、特定税務署で行われた調査等における具体的な調査
内容が記載されていることが認められる。

イ 当該部分を公にすると、国税当局の調査等における手法や着眼点な
どの情報が明らかとなると認められるため、正規の支払を免れようと
する一部の納税者においては、これらを知ることによって、今後の自
らに対する税務調査への対策を講ずるなど、租税の賦課・徴収に係る
事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは
不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある
旨の上記第3の3（2）の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認
められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の通番3, 4及び9に掲げる部分について

ア 当該部分には、特定税務署の各用務に関する用務先及び特定税務署で行われた調査等における調査対象者等に関係する公的機関等の名称、市町村未満の住所並びに利用駐車場名が記載されていることが認められる。

(ア) 当該部分のうち、処分庁が、法5条6号本文に該当するとして不開示としている部分について、記載内容を公にすると、各用務の用務先が明らかになるもの又は推測できるものと認められることから、部外者から業務妨害が行われ、各用務に係る第三者から国税当局の事務に対する協力が得られないおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(3)ア及び(6)アの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(イ) また、当該部分のうち、処分庁が、法5条6号イに該当するとして不開示としている部分について、記載内容を公にすると、国税当局の反面調査の手法や着眼点などの情報が明らかとなるものと認められることからすると、上記(2)イと同様のおそれがあるとする上記第3の3(3)イ及び(6)イの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

イ したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の通番5ないし8に掲げる部分について

ア 当該部分には、特定税務署で使用しているETCカードの番号、ガソリンの給油に係るカードの番号及び駐車場の利用に係るカードの番号が記載されていることが認められる。

イ これらは国税当局の内部情報であることからすると、当該情報を公にすると、これらのカードが不正に利用され、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(4)及び(5)の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示された部分は、

同号柱書き及びイに該当すると認められるので、妥当であると判断した。
(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別表（不開示部分）

通番	記載箇所	記載内容	不開示理由 (法5条)
1	車両番号欄	車両の番号	6号イ
2	使用目的欄	調査内容	6号イ
3	行先欄	用務先の名称	6号柱書き及びイ
4		市町村未満の住所	6号柱書き及びイ
5	カード受領印欄	E T Cカード番号	6号柱書き
6		ガソリンカード番号	6号柱書き
7		駐車場カード番号	6号柱書き
8	E T Cカード利用区間欄	E T Cカード番号	6号柱書き
9	利用駐車場名欄	駐車場名	6号柱書き及びイ